

介護保険施設における負担限度額について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得者の方への助成（補足給付）を行っています。

【申請要件】

- ①世帯全員が（別世帯の配偶者・内縁関係を含む）市町村民税非課税であること。
- ②預貯金等額が（定期預貯金を含む）下記の表を超えないこと。

| 年金収入等収入金額 ※1 | 預貯金等額 ※2 |
|--------------------------|---------------------|
| 年金収入等80万円以下（第2段階） | 単身 650万円・夫婦 1,650万円 |
| 年金収入等80万円超120万円以下（第3段階①） | 単身 550万円・夫婦 1,550万円 |
| 年金収入等120万円超（第3段階②） | 単身 500万円・夫婦 1,500万円 |

※1 公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他合計所得金額（農業所得等）

※2 預貯金等額については、裏面をご確認ください。

令和6年8月から居住費の負担限度額が変わります！

近年の光熱水費の高騰や在宅で生活している方との負担の均衡を図るため、介護保険施居住費の負担限度額についても引き上げられます。※食費は変わりません。

| 利用者 負担段階 | 所得の状況 | 居住費 | | | | 食費 | |
|-------------|-----------------|---------------------------------|-----------------|----------------|------------------|------|--------------------|
| | | ユニット型 個室 | ユニット型 個室的多床室 | 従来型 個室 | 多床室 | | |
| 1 | 生活保護受給者の方等 | | | | | | |
| | 高齢福祉年金受給者の方 | 880円 | 550円 | 550円 (380円) | 0円 | 300円 | |
| 2 | 世帯全員が 住民税非課税 | 合計所得金額＋年金収入額が 80万円以下の方 | 880円 | 550円 | 550円 (480円) | 430円 | 390円 【600円】 |
| 3-① | | 合計所得金額＋年金収入額が 80万円超120万円以下の方 | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円 (880円) | 430円 | 650円 【1,000円】 |
| 3-② | | 合計所得金額＋年金収入額が 120万円超の方 | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円 (880円) | 430円 | 1,360円 【1,300円】 |

() 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[] 内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

虚偽の申告により不正があった場合には、ペナルティ（加算金）を返還していただくことがあります。

Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか？

A 預貯金等に含まれるものは、以下の表のとおりです。負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等の額から差し引いて計算します。

申請書に預貯金や負債額を記載していただくとともに、以下の表の「確認方法」に記載の添付書類等を付けていただくこととなります。その上で、保険者が必要に応じて、金融機関等に照会を行います。

| 預貯金等に含まれるもの | 確認方法 |
|---|--|
| 預貯金(普通・定期) | 通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し) |
| 有価証券 (株式・国債・地方債・社債など) | 証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可) |
| 金・銀(積立購入を含む。)など、 購入先の口座残高によって時価評価額 が容易に把握できる貴金属 | 購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可) |
| 投資信託 | 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可) |
| 現金 | 自己申告 |

※預貯金等に含まれないものとしては、生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などがあります。

※不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算金（給付額と併せ最大3倍の額）を納付していただく場合があります。

Q 介護保険制度における食費・住居費の負担が重く、生活が苦しくなるのですが…

A 以下の負担軽減措置の対象となる場合がございます。詳細はお住まいの市区町村にお尋ねください。

食費・居住費の特例減額措置

- ①2人以上の市町村民税課税世帯の方
- ②世帯の年間収入から施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費・居住費)の見込額を除いた額が80万円以下
- ③世帯の預貯金等の額が合計450万円以下
- ④介護保険施設に入所し、現在補足給付を受けていない
- ⑤日常生活に供する資産以外に資産がない
- ⑥介護保険料を滞納していない

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業

以下①～⑤の要件を全て満たす方等のうち、生計が困難な方として市町村長が認めた方。

- ①世帯の年間収入が150万円以下(世帯員1人ごとに50万円を加算)で市町村民税非課税世帯
- ②預貯金等の額が合計350万円以下(世帯員1人ごとに100万円を加算)
- ③日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④親族等に扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

※事業を実施していない社会福祉法人等もございます。